千葉県中央会会員の皆さまへ耳寄りなお知らせです!!

一般で加入するよりもお得!

中央金の共通制度

◇各種猫價保険を見直してみませんか?◇

組合員の企業リスクへの備えとして、各社労災の上乗せ補償保険(従業員の傷害保険など)へ加入する会社が増えております。冬場は1年の中でも労災事故が比較的多い時期です。この機会に各種補償保険を見直してみませんか?



今も会社で傷害保険・労災上乗せ保険に加入している



保険料を安くしたい!! 経費を抑えたい!!

⇒ご存知ですか?千葉県中小企業団体中央会の共済保険制度がお得です!

本会では、会員企業の皆さまのための共済事業と致しまして、傷害保険制度(業務災害補償プラン)を導入しております。

本会の傷害保険制度は他制度と比較しても大変割安になりますので、これを機に会員企業のリスク管理と福利厚生充実のために積極的なご活用をご検討ください。

本当にお得!? そのワケは・・

割引率は大変お得な 節 5 9 % 割引 の保険制度

- ■下請業者も補償できます。
- ■保険金受取先を会社に指定できます。



⇒中央会の共済保険制度についてご説明に伺います!

本会の会員組合である場合、スケールメリットを活かした割安な保険料でご加入できますので、福利厚生制度の充実のためにぜひ積極的にご活用ください。また、見積り希望、説明希望、資料請求希望などお気軽にお問い合わせください。

◆例えば、従業員災害補償プランの団体傷害保険(Jプラン)がオススメです!

- ●会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「普通傷害保険」に最大約 **59%割引**の有利なご契約でご加入いただけます。
- ●政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いたします。
- ●従業員の福利厚生のお役に立ちます。

◎お問い合わせ・お申込みは、本会商業連携支援部共済担当まで(IEL.043-306-3284)

[委託機関(引受保険会社)] 三井住友海上火災保険㈱ 千葉支店 千葉第一支社(℡ .043-225-2716)

事業主の皆様へ

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます ~平成27年4月から、常時雇用する労働者数が100人を超える 事業主が対象になります~

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金の支給、各種の助成金の支給を行う制度。

平成20年に改正障害者雇用促進法(※)が成立し、障害者雇用納付金制度の対象事業主が段階的に拡大されています。

(※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号))

改正の目的

中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用の場である中小企業の 障害者雇用の促進を図る必要がある。

【障害者雇用納付金制度の適用対象拡大のスケジュール】

	スケジュール	平成22年6月まで	現在 平成22年7月から 平成27年3月まで	平成27年4月から
	適用対象となる 事業主	常時雇用する労働 者数が301人以上 の事業主	常時雇用する労働 者数が200人を超 える事業主	常時雇用する労働 者数が100人を超 える事業主

適用対象になると



平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで) の各月の雇用障害者数をもとに、

- 〇 納付金の申告を行っていただきます。
- 法定雇用率(1.8%)を下回る場合は、納付金の納付が必要と なります。
- 法定雇用率を上回る場合は、調整金が支給されます。
- ⇒ 障害者雇用の取組み等、早めの準備をお願いいたします。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構